

(案)

国運審第 号  
令和 年 月 日

国土交通大臣 齊藤 鉄夫 殿

運輸審議会会长 堀川 義弘

答 申 書

東武バスウェスト株式会社からの一般乗合旅客自動車運送事業の  
運賃の上限変更の認可申請について

令5第5005号

令和5年3月27日付け国自旅第516号をもって諮問された上記  
の事案については、審議した結果、次のとおり答申する。

(案)

主 文

東武バスウエスト株式会社からの申請に係る一般乗合旅客自動車運送事業の運賃の変更については、次の額を上限として認可することが適當である。

キロ当たり賃率40円50銭に基づく対キロ区間制運賃とする。ただし、最初の2キロメートルまでの間についてはその2倍、2キロメートルを超える5キロメートルまでの間についてはその1倍、5キロメートルを超える10キロメートルまでの間についてはその0.9倍、10キロメートルを超える15キロメートルまでの間についてはその0.8倍、15キロメートルを超える部分についてはその0.7倍の賃率を適用するものとし、また、初乗運賃は、220円とする。

理 由

1. 申請者は、平成9年4月に運賃改定を行った後、少子高齢化や鉄道新駅の開業に伴う移動手段の多様化等により利用者数の確保について困難な環境が続いているものの、消費税率改定に伴う税負担の転嫁を図るために運賃改定を平成26年4月及び令和元年10月に行ったことを除いて、26年余にわたり、現行運賃を実施している。

しかし、令和2年当初からの新型コロナウィルス感染症の拡大に伴う緊急事態宣言の発出等により、外出機会が減少するなど行動様式の変容がみられ、輸送需要が大幅に落ち込み、令和2年度には利用者数が前年度に比較して約29%減少した。

令和3年度には利用者数が回復に転じたものの、コロナ禍前の状態に復するに至らず、今後の輸送需要はコロナ禍前より低い水準で横ばいになると推計されるなど、申請者を取り巻く経営環境は厳しいものとなることが考えられる。他方で、運転者の要員確保に伴う人件費増や燃料価格の上昇に加え、安全対策のための設備投資や利用者サービス向上等のためのコストも増加傾向にある。

(案)

これらのことから、今後収支の均衡を保ち、公共交通としてのバス事業を安全かつ安定的に継続していくためには運賃改定が必要と判断し、本件申請を行ったものである。

2. 国土交通大臣は、一般乗合旅客自動車運送事業者からの旅客運賃の上限の変更の認可にあたっては、道路運送法第9条第2項に基づき、当該旅客運賃の上限による総収入が、能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものを超えないものであることを審査の上、同条第1項の認可をするものとされている。
3. 当審議会は、本事案の審議にあたり、当審議会に提出された資料、所管局から聴取した説明等に基づいて検討を行ったほか、長時間労働是正の要請を含む処遇改善等、変化する経営環境への対応や、利用者への影響等を確認するため、申請者から意見聴取を行った。その結果は、次のとおりである。なお、本件については公聴会の開催の申出がなかったことから、公聴会は開催していない。

平年度（原価計算期間）である令和5年度1年間の運賃算定の基礎となる適正な総括原価（能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたもの）は5,358百万円、現行の旅客運賃による総収入（補助金を含む）は4,813百万円と推定されるので、差引き545百万円の不足を生ずるものと見込まれる。これに対して、旅客運賃の上限を主文のとおり改定した場合、総収入（補助金を含む）は5,343百万円と推定されるので、差引き15百万円の不足を生ずるものと見込まれる。

4. 申請者は、令和2年当初からの新型コロナウイルス感染症の拡大の影響を受けた需要見通しについて、利用者の行動様式の変容により、コロナ禍前の需要への回復は見通せないとしている。この点について申請内容は、コロナ禍前3年間（平成29年度から令和元年度まで）の実績を基に算出したコロナ禍がなかった場合の需要の趨勢や、公的機関が公表している統計データ等を根拠としたものであり、かつ所管

(案)

局が別途実施した外部委託調査結果の想定範囲内にあることを勘案すると、合理性が認められる。

これらを踏まえ、バス事業を安定的に継続していくために必要となる、令和6年4月からの労働規制強化に対応するための人員確保や設備投資を前提とする原価を推定した結果、本件申請に係る旅客運賃の上限による総収入が、能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものを超えないものであるので、本件申請は上記2. の認可基準に適合するものである。

したがって、道路運送法第9条第1項に基づき、国土交通大臣が本件申請を認可することは適当であると認める。

(案)

## 要望事項

新型コロナウイルス感染症については、感染症対策としての法的な位置づけの変更等の動きはあるが、引き続き、その影響については先行き不透明な状況が続いている。東武バスウェスト株式会社の一般乗合旅客自動車運送事業における需要見通しは一定の合理性が認められるものの、想定された旅客輸送量と実績が乖離する可能性がある。このため、国土交通大臣は、東武バスウェスト株式会社の経営実績が想定された収支率となっているか等の検証を行い、当該検証結果について書面で提出されたい。また、検証結果を踏まえ、必要に応じて適切な措置を講じられたい。